【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年８月５日
【会社名】	スズデン株式会社
【英訳名】	SUZUDEN CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　酒井 篤史
【本店の所在の場所】	東京都文京区湯島二丁目２番２号 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。)
【電話番号】	―
【事務連絡者氏名】	―
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田小川町一丁目２番地　風雲堂ビル３階
【電話番号】	03(5689)8001(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 総務部長　加藤　雄二
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当　115,920,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

第一部 【証券情報】

第１ 【募集要項】

１ 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	126,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) １．平成28年８月５日開催の取締役会決議によります。
２．振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号
３．本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第１項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第９条第１号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

２ 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	―	―	―
その他の者に対する割当	126,000株	115,920,000	―
一般募集	―	―	―
計(総発行株式)	126,000株	115,920,000	―

(注) １．第三者割当の方法によります。
２．発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
920	―	100株	平成28年８月31日(水)	―	平成28年８月31日(水)

(注) １．第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
２．発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
３．上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。
４．申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行総額を払込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
スズデン株式会社　総務部	東京都文京区湯島二丁目２番２号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行　神田駅前支店	東京都千代田区神田鍛冶町三丁目６番３号

３ 【株式の引受け】

該当事項はありません。

４ 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
115,920,000	―	115,920,000

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

(2) 【手取金の使途】

本自己株式処分により調達する資金については、全額を払込期日以降の諸費用支払い等の運転資金として充当する予定です。

なお、支出実行までの資金管理については、当社預金口座にて管理を行います。

第２ 【売出要項】

該当事項はありません。

第３ 【第三者割当の場合の特記事項】

１ 【割当予定先の状況】

ａ 割当予定先の概要

名称	資産管理サービス信託銀行株式会社(信託Ｅ口)
本店の所在地	東京都中央区晴海１丁目８番12号 晴海トリトンスクエア　タワーＺ
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長　森脇　朗
資本金	50,000百万円
事業の内容	マスタートラスト業務、有価証券資産の管理業務、確定拠出年金の資産管理業務
主たる出資者及びその出資比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ　54% 第一生命保険株式会社　23% 朝日生命保険相互会社　10%

ｂ 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成28年８月５日現在のものであります。

※株式給付信託(ＢＢＴ)の内容

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託Ｅ口)は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者(再信託受託者を資産管理サービス信託銀行株式会社)とする信託契約(以下「本信託契約」といいます。)を締結することによって設定される信託口であります。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。

本制度は、企業内容等の開示に関する内閣府令第２号様式等により開示が義務付けられている「従業員株式所有制度」には該当しませんが、当社の社内取締役及び執行役員(監査等委員である取締役と社外取締役は除きます。以下「対象役員」といいます。)に対し当社株式を給付する仕組みであり、「従業員株式所有制度」に準じて以下本制度の内容を記載します。

(1) 概要

本制度は、予め当社が定めた役員株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした対象役員に対し、当社株式及び当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)を給付する仕組みです。

当社は、対象役員に会社の業績達成度等により定まるポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象役員の退任時となります。対象役員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、対象役員に対して中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることが期待されます。

当社は、役員株式給付規程に基づき対象役員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行株式会社(再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社)(以下「信託銀行」といいます。)に金銭を信託(他益信託)します。信託銀行は、役員株式給付規程に基づき将来付与されると合理的に見込まれるポイント数に相当する数の当社株式を当社からの第三者割当によって取得します。また、第三者割当については、信託銀行と当社の間で本有価証券届出書の効力発生後に締結される予定の募集株式の総数引受契約書に基づいて行われます。

議決権行使については、信託管理人が信託銀行に対して議決権不行使指図を行い、信託銀行はかかる指図に従い議決権を行使しないこととします。なお、信託管理人には、当社と利害関係のない第三者が就任します。

(2) 受益者の範囲

対象役員を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者

＜株式給付信託(ＢＢＴ)の概要＞

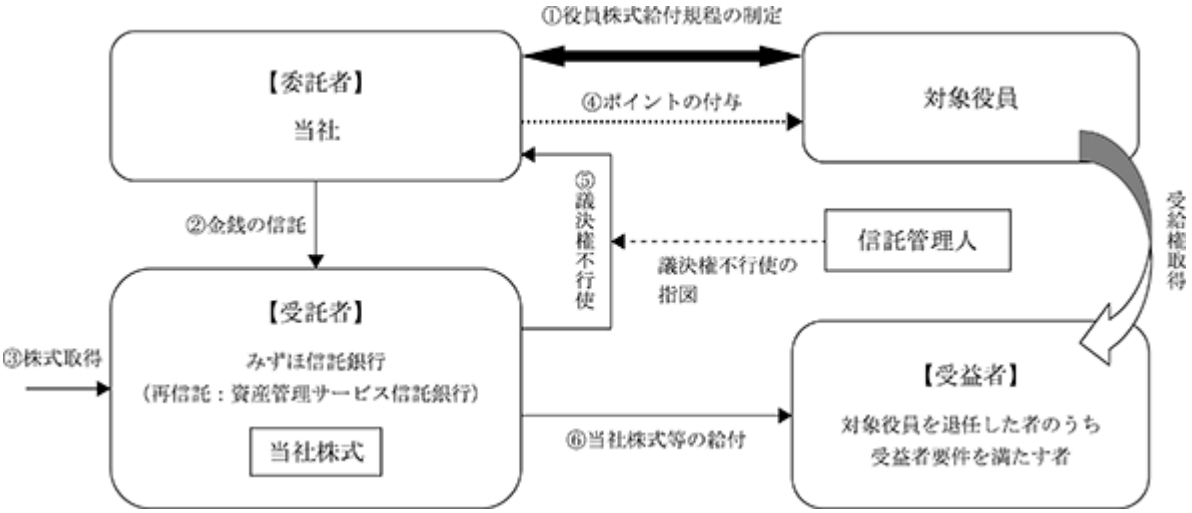

① 当社は、平成28年６月24日開催の株主総会(以下「本株主総会」といいます。)において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、役員株式給付規程を制定します。
② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、株式市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
④ 当社は、役員株式給付規程に基づき対象役員にポイントを付与します。
⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
⑥ 本信託は、対象役員を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者(以下「受益者」といいます。)に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、対象役員が役員株式給付規程に別途定める要件を満たす場合には、当該対象役員に付与されたポイントの一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭を給付します。

c 割当予定先の選定理由

今般、当社は、みずほ信託銀行株式会社から提案のあった本制度を導入することといたしました。本制度は、「b 提出者と割当予定先との間の関係 ※株式給付信託(ＢＢＴ)の内容 (1) 概要」に記載しましたとおり、対象役員に対して自社の株式を給付し、中長期的な業績向上と企業価値の増大への意識を高めることを目的としております。

当社では、機動的な資本政策や資本効率の向上を目的とし、自己株式の取得を進めてまいりましたが、その自己株式の有効活用として、本制度での活用のため、自己株式の割当を行うことといたしました。

なお、本制度においては、「※株式給付信託(ＢＢＴ)の内容 (1) 概要」に記載しましたとおり、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者として本信託契約を締結する予定ですので、信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社(再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社(信託Ｅ口))を当社が割当予定先として選定したものです。

d　割り当てようとする株式の数

126,000株

e　株券等の保有方針

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託Ｅ口)は、本信託契約に基づき、信託期間内において役員株式給付規程に基づき当社株式等の信託財産を受益者に給付するために保有するものであります。

なお、当社は割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託Ｅ口)との間におきまして、払込期日(平成28年８月31日)より２年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書締結の内諾を得ております。

f　払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、当社は、役員株式給付規程に基づき対象役員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行株式会社(再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社)に金銭を信託(他益信託)します。

当社からの当初信託金をもって、払込みに要する資金に相当する金銭が割当日において信託財産内に存在する予定である旨、信託契約日に締結する予定の株式給付信託契約書案により確認を行っております。

g　割当予定先の実態

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社(信託Ｅ口)は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使について、信託管理人の指図に従います。本制度は議決権行使について、信託管理人が信託銀行に対して議決権不行使指図を行い、本信託の受託者はかかる指図に従って、一律不行使とします。なお、信託管理人は、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託Ｅ口)に対して議決権不行使に関する指図を行うに際しては、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。

信託管理人には当社と利害関係のない第三者が就任します。

信託銀行は「信託財産管理処分方針書」に基づいて、当社から独立して、信託財産の管理及び処分を行います。

なお、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、資産管理サービス信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査によって割当予定先が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何ら関係を有していないことを確認しております。なお、当社は、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

２　【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

３　【発行条件に関する事項】

a　払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの１か月間(平成28年７月５日から平成28年８月４日まで)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である920円(円未満切捨)といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの１か月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近１か月としたのは、直近３か月、直近６か月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお処分価額920円については、取締役会決議日の直前営業日の終値911円に対して100.99%を乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近３か月間の終値平均926円(円未満切捨)に対して99.35%を乗じた額であり、あるいは同直近６か月間の終値平均992円(円未満切捨)に対して92.74%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員会が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

b　発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

発行数量については、役員株式給付規程に基づき信託期間中に当社の対象役員に給付すると見込まれる株式数に相当するものであり、平成28年３月31日現在の発行済株式総数に対し0.83%(小数点第３位を四捨五入、平成28年３月31日現在の総議決権個数146,024個に対する割合0.86%)となりますが、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは考えられません。

また、当社としては、本自己株式処分は対象役員の報酬と当社株式価値の連動性を明確にし、当社の企業価値向上に繋がるものと考えています。

以上のことにより、株式の希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

４ 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

５ 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数(千株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合（%）
株式会社トレンド	東京都文京区湯島１丁目９－14－303	1,546	10.59	1,546	10.50
ベル株式会社	東京都文京区湯島１丁目９－14－303	1,470	10.07	1,470	9.98
オムロン株式会社	京都府京都市下京区塩小路通堀川東入南不動堂町801番地	1,329	9.11	1,329	9.03
鈴木　たか	東京都千代田区	706	4.84	706	4.79
岡野　妙子	埼玉県朝霞市	694	4.76	694	4.71
鈴木　敏雄	東京都目黒区	418	2.86	418	2.84
鈴木　達夫	神奈川県川崎市高津区	400	2.74	400	2.72
株式会社タァーツ	東京都文京区湯島１丁目９－14－303	327	2.24	327	2.22
スズデン社員持株会	東京都千代田区神田小川町一丁目２番	314	2.16	314	2.14
株式会社サンセイテクノス	大阪府大阪市淀川区西三国１丁目１－１	271	1.86	271	1.84
計	―	7,478	51.21	7,478	50.78

(注) １．平成28年３月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。
２．上記のほか当社所有の自己株式547,966株(平成28年３月31日現在)は割当後421,966株となります。

６ 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

７ 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

８ 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第４ 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第１ 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第２ 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第３ 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

１．事業等のリスクについて

後記「第四部　組込情報」に記載の有価証券報告書（第64期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成28年8月5日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成28年8月5日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

２．臨時報告書の提出

後記「第四部　組込情報」に記載の有価証券報告書（第64期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成28年8月5日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は以下のとおりです。

(平成28年６月24日提出の臨時報告書)

１．提出理由

平成28年6月24日開催の当社第64回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

２．報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年６月24日

(2) 決議事項の内容

第１号議案　定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行および株主総会の招集権者と議長の規定について、定款の一部変更を行う。

第２号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く)６名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く)として、鈴木　敏雄、酒井　篤史、下城　智、小川　幸二、加藤　雄二、梅田　常和を選任する。

第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

第１号議案の監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役として、梅野　清光、桃井　邦義、日野　実、平　真美を選任する。

第４号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額設定の件および新たな報酬制度導入の件

第１号議案の監査等委員会設置会社への移行に伴い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額を、年額400百万円以内(うち社外取締役分は年額30百万円以内)と定める。また、役員報酬制度の見直しを行い、業績連動型の株式報酬制度「株式給付信託(ＢＢＴ)」を導入する。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第１号議案の監査等委員会設置会社への移行に伴い、現在の監査役の報酬枠を廃止し、監査等委員である取締役の報酬額を総額年間50百万円(うち、監査等委員である社外取締役分総額年額30百万円)と定める。

第６号議案　役員賞与支給の件

当期末時点の取締役５名(社外取締役を除く)に対し、当期の業績等を勘案して役員賞与総額51百万円を支給する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合(%)
第１号議案	115,084	296	0	(注)１	可決　99.743
第２号議案					
鈴木　敏雄	114,756	674	0		可決　99.416
酒井　篤史	114,856	574	0		可決　99.502
下城　智	115,156	274	0	(注)２	可決　99.762
小川　幸二	115,173	257	0		可決　99.777
加藤　雄二	115,129	301	0		可決　99.739
梅田　常和	115,122	308	0		可決　99.733
第３号議案					
梅野　清光	114,957	472	0		可決　99.591
桃井　邦義	114,703	726	0	(注)２	可決　99.371
日野　実	114,590	839	0		可決　99.273
平　真美	114,974	455	0		可決　99.605
第４号議案	114,694	736	0	(注)３	可決　99.362
第５号議案	115,043	387	0	(注)３	可決　99.664
第６号議案	114,557	872	0	(注)３	可決　99.244

(注) １．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上の賛成によるものです。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成によるものです。
３．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によるものです。
４．賛成率の計算方法は次のとおりです。
本株主総会に出席した株主の議決権の数(平成28年６月23日午後５時45分までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分)に対する、議案の賛否に関して確認できた議決権の数の割合です。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

３．第１四半期の概要

平成28年8月5日開催の取締役会において承認された第65期 第1四半期（自　平成28年4月1日　至　平成28年6月30日）に係る四半期連結財務諸表は以下のとおりです。
なお、金融商品取引法第193条の２第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを終了しておりませんので、四半期レビュー報告書は受領しておりません。

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年３月31日)	当第１四半期連結会計期間 (平成28年６月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,190,889	4,015,234
受取手形及び売掛金	11,368,818	10,651,347
商品	1,949,526	1,945,274
その他	440,917	212,406
貸倒引当金	△2,262	△2,127
流動資産合計	17,947,888	16,822,136
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	2,183,670	2,152,902
土地	3,911,613	3,911,613
その他（純額）	1,096,947	1,088,463
有形固定資産合計	7,192,230	7,152,979
無形固定資産	99,538	92,560
投資その他の資産		
その他	742,902	732,063
貸倒引当金	△40,036	△39,433
投資その他の資産合計	702,865	692,630
固定資産合計	7,994,635	7,938,170
資産合計	25,942,523	24,760,306
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,308,560	5,101,103
短期借入金	570,112	570,112
未払法人税等	125,356	15,391
賞与引当金	188,554	85,381
役員賞与引当金	51,000	13,740
その他	717,477	594,576
流動負債合計	6,961,060	6,380,304
固定負債		
長期借入金	1,179,279	1,036,751
退職給付に係る負債	1,081,992	1,059,393
その他	194,902	187,589
固定負債合計	2,456,174	2,283,733
負債合計	9,417,235	8,664,038

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年３月31日)	当第１四半期連結会計期間 (平成28年６月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,819,230	1,819,230
資本剰余金	1,575,316	1,575,990
利益剰余金	13,339,812	12,928,172
自己株式	△246,351	△244,103
株主資本合計	16,488,007	16,079,289
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	21,828	7,054
為替換算調整勘定	43,730	29,894
退職給付に係る調整累計額	△34,231	△25,671
その他の包括利益累計額合計	31,327	11,277
新株予約権	5,953	5,700
純資産合計	16,525,287	16,096,267
負債純資産合計	25,942,523	24,760,306

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

(単位：千円)

	前第１四半期連結累計期間 (自 平成27年４月１日 至 平成27年６月30日)	当第１四半期連結累計期間 (自 平成28年４月１日 至 平成28年６月30日)
売上高	9,351,445	9,035,207
売上原価	7,956,772	7,706,599
売上総利益	1,394,673	1,328,608
販売費及び一般管理費		
荷造運搬費	105,866	108,382
給料手当及び賞与	503,707	502,163
株式報酬費用	1,590	-
法定福利費	86,248	80,755
退職給付費用	38,498	50,449
賃借料	78,925	82,260
減価償却費	46,245	42,646
賞与引当金繰入額	86,947	85,381
役員賞与引当金繰入額	6,990	13,740
その他	231,374	250,986
販売費及び一般管理費合計	1,186,393	1,216,765
営業利益	208,279	111,843
営業外収益		
受取利息	629	473
受取配当金	1,328	1,619
仕入割引	55,084	51,575
為替差益	3,354	-
その他	14,119	15,052
営業外収益合計	74,516	68,721
営業外費用		
支払利息	2,194	2,389
手形売却損	5,503	3,213
売上割引	2,505	2,691
為替差損	-	5,690
減価償却費	4,609	4,122
その他	132	91
営業外費用合計	14,945	18,198
経常利益	267,850	162,365
税金等調整前四半期純利益	267,850	162,365
法人税、住民税及び事業税	16,266	4,526
法人税等調整額	89,482	58,316
法人税等合計	105,749	62,843
四半期純利益	162,101	99,522
非支配株主に帰属する四半期純利益	-	-
親会社株主に帰属する四半期純利益	162,101	99,522

（単位：千円）

	前第１四半期連結累計期間 (自　平成27年４月１日 至　平成27年６月30日)	当第１四半期連結累計期間 (自　平成28年４月１日 至　平成28年６月30日)
四半期純利益	162,101	99,522
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	21,225	△14,774
為替換算調整勘定	△2,439	△13,836
退職給付に係る調整額	2,087	8,560
その他の包括利益合計	20,873	△20,049
四半期包括利益	182,975	79,472
（内訳）		
親会社株主に係る四半期包括利益	182,975	79,472
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

（株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

前第１四半期連結累計期間(自　平成27年4月1日　至　平成27年6月30日)及び当第１四半期連結累計期間(自　平成28年4月1日　至　平成28年6月30日)

当社グループは、電機・電子部品販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（重要な後発事象）

（第三者割当による自己株式の処分）

当社は、平成28年8月5日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議いたしました。本件の詳細につきましては、本日公表の「株式給付信託（ＢＢＴ）導入に伴う第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照下さい。

第四部　【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第64期)	自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日	平成28年６月24日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の２に規定する開示用電子情報処理組織(ＥＤＩＮＥＴ)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)Ａ４－１に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部　【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部　【特別情報】

第１　【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年６月24日

スズデン株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　北　方　宏　樹　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　井　出　正　弘　㊞

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスズデン株式会社の平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スズデン株式会社及び連結子会社の平成２８年３月３１日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜内部統制監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、スズデン株式会社の平成２８年３月３１日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、スズデン株式会社が平成２８年３月３１日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) １．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年６月24日

スズデン株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　北　方　宏　樹　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　井　出　正　弘　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスズデン株式会社の平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの第６４期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スズデン株式会社の平成２８年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) １．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。